



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料1-2

新規上場時の会計不正事例を踏まえた 引受審査に関するガイドラインについて

2026年3月23日
日本証券業協会

1. 会計不正問題を踏まえた対応（全体像）

2025年 10月8日	東京証券取引所・日本取引所自主規制法人主催の第4回「IPO連携会議」において検討に着手
12月12日	第5回「IPO連携会議」にて「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」を取りまとめ公表 <ul style="list-style-type: none">●取引所関係<ul style="list-style-type: none">・「新規上場時の会計不正事例の発生を受け、取引所として上場審査機能の質的向上に取り組む」●公認会計士協会関係<ul style="list-style-type: none">・「IPOに関与する監査法人のすそ野が小規模監査法人まで拡大している状況を踏まえ、日本公認会計士協会の登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組みに期待し、取引所としても協力して対応」●日証協関係<ul style="list-style-type: none">・「取引所における不正リスクへの対応強化を踏まえた、証券会社の適切な引受審査機能の発揮に向けて日本証券業協会と連携して対応」
12月19日	東京証券取引所・日本取引所自主規制法人「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領」、「新規上場ガイドブック」等を改訂
2026年 1月26日	日本公認会計士協会、「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」、「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」、「当協会の調査について（続報）」を公表

【本協会における対応】

- 新規上場時の発行者による会計不正の問題が顕在化する事例が見られることを踏まえ、本協会では、引受けに関するワーキング・グループ（引受審査に関するワーキング・グループ共催）にて、新規上場時の会計不正事例の再発防止に向けた検討に着手した
- ワーキング・グループでは、主幹事会員における適切な引受審査機能の発揮のため、以下の方針に基づき、**主幹事会員が引受審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項を定めたガイドラインの策定について検討を行った**
 - 東証・JPXRの「新規上場ガイドブック」、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要項」の改訂事項のうち、主幹事会員においても対応が必要と考えられる事項をガイドラインに盛り込む
 - 上記以外の事項であって、今回の会計不正の問題を踏まえ、主幹事会員が留意すべきと考えられる事項をガイドラインに盛り込む

ワーキング・グループの検討を踏まえ、「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」を策定

- 「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」の内容は以下のとおり

1. はじめに

- ・本ガイドラインは、昨今、新規上場時の発行者による会計不正の問題が顕在化する事例が見られることを踏まえ、主幹事会員が果たすべきゲートキーパーとしての役割を再確認するとともに、新規上場時の会計不正事例の再発防止に向けて、主幹事会員における適切な引受審査機能の発揮のため、主幹事会員が引受審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項について、整理することを目的として定めるものである。
- ・なお、資本市場の健全な発展、ひいては我が国の経済成長のためには、適切な新規上場は活発に行われることが望ましく、本ガイドラインは、適切な新規上場に対し過度な影響を及ぼすことを企図するものではない。

2. 定義

- ・本ガイドラインで用いる用語の定義は、次に定めるとおりとする。なお、特に定めのない用語の定義は、「有価証券の引受け等に関する規則」に定めるところによるものとする。
 - (1) 基準事業年度：「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載された最近の事業年度をいう
 - (2) 申請事業年度：基準事業年度の翌事業年度をいう
 - (3) 経営者等：取締役、執行役及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）並びに会計参与（発行者が会計参与を設置している場合。）をいう
 - (4) 独立役員：会社法第2条第15号に規定する社外取締役又は第16号に規定する社外監査役のうち会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう

3. 主幹事会員が引受審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項

- ・新規上場時の会計不正事例の再発防止に向けて、適切な引受審査機能を発揮するために、主幹事会員は、次に掲げる事項に特に留意することとする。

1. 不正リスクに応じた確認等

(1) 循環取引等の発生リスクを踏まえた、仕入先・販売先・外注先及び広告宣伝の状況の確認

- ・発行者の最近3年間の主要な仕入先・販売先・外注先(上位5社程度)の実績について確認。仕入・販売・外注金額の比率が10%以上を占める相手先については、取引開始の経緯、継続的な取引(比率)の方針や、継続的に取引を実現するための方策も確認。必要な場合には、主要な仕入先・販売先・外注先に対して直接確認。
- ・仕入・販売金額の50%以上が代理店を介した取引である場合は、実質的な仕入先・販売先の状況を確認。必要な場合には、当該代理店及び実質的な仕入先・販売先に対して直接確認。
- ・実質的な仕入先・販売先の状況の確認が困難な場合には、その理由を確認。
- ・発行者の広告宣伝の状況(広告宣伝の基本方針等)を確認。

(2) 監査法人が交代している場合における前任監査法人に対する交代経緯等の確認等

- ・監査法人の交代(監査契約に限らず、上場時の監査の実施を前提とした上場準備に係るアドバイザリー契約等を解除した場合を含む。)の事実を知ったときは、発行者に対し交代の理由を確認するとともに、当該確認の内容の合理性について十分に検討。
- ・最近3年間に監査法人が交代した場合には、前任監査法人に直接ヒアリングをすること等により交代した理由を確認するとともに、当該確認の内容の合理性について十分に検討。

(3) 経営者の資質や引受審査に際しての発行者の対応等に関して懸念が想起される場合におけるヒアリング等

- ・発行者の経営者の資質や対応等に関して懸念が想起される場合（例えば、事業不正・会計不正等に関する内部通報や投書が多い等）又は管理担当役員、財務担当役員、監査役等のうち常勤である者等が交代しており、交代経緯について懸念がある場合には、不正リスクに留意して、経営者等又は関係部署の職員等へのヒアリング等を行い、十分に検討。

2. 内部通報体制の適切な整備状況等の確認及び不正等に関する情報への対応

(1) 発行者における内部通報体制の整備状況の確認

- ・発行者において、社内の通報窓口のほか経営者から独立した通報窓口の設置状況、通報受領後のフォロー、内部通報制度を有効に機能させるための取組み、役職員への周知方法及び当該制度の利用を促進する施策があればそれらの内容を確認。また、最近2年間の通報件数、通報内容及び対応状況を確認。

(2) 通報窓口の周知状況の確認等

- ・金融商品取引所の通報窓口の存在について、発行者が自社の役職員に対して、周知をしているか確認。発行者が周知をしていない場合には、その理由を確認し、当該理由に合理性が認められない場合には、主幹事会員は発行者に対して周知を要請。

(3) 不正等に関する情報への対応

- ・金融商品取引所の通報窓口を通じて情報を受領した場合及びその他不正等に関する情報を受領した場合、当該情報を確認するとともに、内容の合理性について十分に検討し、必要な対応を行う。

3. 代表取締役社長等、監査役等、独立役員への確認

- ・代表取締役社長等の経営トップに対して、投資者への対応、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、適時開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制等について確認。また、監査役等に対しては、監査の状況や発行者の抱える課題等について確認。
- ・独立役員に対して、コーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、経営者や職員のコンプライアンスに対する意識、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況に加え、以下の事項等についても確認。
 - ・ビジネスモデルを踏まえた事業リスク・今後の課題の認識、当該リスク・課題に対する対応状況に関する評価
 - ・経営者に対する評価、取締役会の運営に対する評価
 - ・想定される不正リスク及び不正防止に向けた内部管理体制の整備・運用状況の評価
 - ・上場準備過程での監査法人からの指摘事項に対する発行者の対応状況の評価
 - ・関連当事者取引や経営者が主導する取引の発生状況及び当該取引に対する牽制体制の状況
 - ・経営者、他の独立役員、監査役等との連携状況
 - ・上場後の株主・投資家との対話に関する方針（取締役の場合）
 - ・上場後の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた経営者の意識・準備状況の評価又は成長戦略を踏まえた上場時期、上場目的に対する評価
 - ・独立役員の経歴及び独立役員の就任の経緯

(※) 本ガイドラインは、2026年4月以後に上場申請を行う発行者の引受審査から適用

新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン

2026年3月18日

日本証券業協会

1. はじめに

本ガイドラインは、昨今、新規上場時の発行者による会計不正の問題が顕在化する事例が見られることを踏まえ、主幹事会員が果たすべきゲートキーパーとしての役割を再確認するとともに、新規上場時の会計不正事例の再発防止に向けて、主幹事会員における適切な引受審査機能の発揮のため、主幹事会員が引受審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項について、整理することを目的として定めるものである。

なお、資本市場の健全な発展、ひいては我が国の経済成長のためには、適切な新規上場は活発に行われることが望ましく、本ガイドラインは、適切な新規上場に対し過度な影響を及ぼすことを企図するものではない。

2. 定義

本ガイドラインで用いる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

なお、特に定めのない用語の定義は、「有価証券の引受け等に関する規則」に定めるところによるものとする。

(1) 基準事業年度

「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載された最近の事業年度をいう。

(2) 申請事業年度

基準事業年度の翌事業年度をいう。

(3) 経営者等

取締役、執行役及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）並びに会計参与（発行者が会計参与を設置している場合。）をいう。

(4) 独立役員

会社法第2条第15号に規定する社外取締役又は第16号に規定する社外監査役のうち会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。

3. 主幹事会員が引受審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項

新規上場時の会計不正事例の再発防止に向けて、適切な引受審査機能を発揮するために、主幹事会員（※）は、次に掲げる事項に特に留意することとする。

（※）本ガイドラインは「主幹事会員」を対象としているところ、共同主幹事は「[『有価証券の引受け等に関する規則』第12条第2項及び第3項に係るQ&A](#)」を踏まえ事務主幹事から受領する資料等に基づき本ガイドラインに定める確認及び対応等を行うことができる。

1. 不正リスクに応じた確認等

(1) 循環取引等の発生リスクを踏まえた、仕入先・販売先・外注先及び広告宣伝の状況の確認

- ・主幹事会員は、発行者の最近3年間(※1)の主要な仕入先・販売先・外注先(基準事業年度における上位5社程度)の実績について確認するほか、仕入・販売・外注の数量や金額の数値等に重要な変動がある場合にはその理由も確認する。また、仕入・販売・外注金額の比率が10%以上を占める相手先については、取引開始の経緯、継続的な取引(比率)の方針や、継続的に取引を実現するための方策も確認する。主幹事会員は、本項目における確認に際して、当該主幹事会員が必要と認める場合には、主要な仕入先・販売先・外注先に対して直接確認する。
- ・主幹事会員は、仕入・販売金額の50%以上が代理店(代理店、卸売、商社、販売会社など実質的な仕入先・販売先との間に入る中間流通業者をいう。以下同じ。)を介した取引である場合にあっては、実質的な仕入先・販売先の状況(※2)を確認する。主幹事会員は、本項目における確認に際して、当該主幹事会員が必要と認める場合には、当該代理店及び実質的な仕入先・販売先に対して直接確認する。
- ・主幹事会員は、実質的な仕入先・販売先の状況の確認が困難な場合には、その理由を確認する。
- ・主幹事会員は、発行者の販売に関する事項として、広告宣伝の状況(広告宣伝に係る基本方針、具体的な広告宣伝手法、広告宣伝費の額と効果)を確認する。

(※1) 新規上場する各金融商品取引所の市場区分ごとに定められた提出書類の記載要領に定められた期間を対象とする。また、「最近」の起算は、基準事業年度の末日からさかのぼる。以下同じ。

(※2) 確認すべき「状況」については、新規上場する各金融商品取引所の市場区分ごとに定められた提出書類の記載要領に記載される状況を確認するものとする。

(2) 監査法人が交代している場合における前任監査法人に対する交代経緯等の確認等

- ・「有価証券の引受け等に関する規則」第14条の規定及び趣旨を踏まえ、主幹事会員は、監査法人の交代(監査契約に限らず、上場時の監査の実施を前提とした上場準備に係るアドバイザー契約等を解除した場合を含む。以下同じ。)の事実を知ったときは、発行者に対し交代の理由を確認するとともに、当該確認の内容の合理性について十分に検討する。
- ・主幹事会員は、最近3年間に監査法人が交代した場合には、前任監査法人に直接ヒアリングをすること等により交代した理由を確認するとともに、当該確認の内容の合理性について十分に検討する。

(3) 経営者の資質や引受審査に際しての発行者の対応等に関して懸念が想起される場合におけるヒアリング等

- ・主幹事会員は、発行者の経営者の資質や対応等に関して懸念が想起される場合(例えば、事業不正・会計不正等に関する内部通報や投書が多い、各種メディアにおける掲載内容やSNS上の発信内容に特に懸念すべき点がある、特定の事項について隠ぺいする態度が見られる、引受審査を実施する過程で審査質問に対する回答を拒む、明確な回答がない若しくは正当な理由がなく回答に著しく時間を要するケース等)又は管理担当役員、財務担当役員、監査役等(監査役、監査委員、監査等委員をいう。以下同じ。)のうち常勤である者等が交代しており、交代経緯について懸念がある場合には、不正リスクに留意して、経営者等又は関係部署の職員等へのヒアリング又はその他主幹事会員が必要と認めた調査手続き(例えば、発行者による役員を対象とした社内アンケート等)がある場合には当該調査手続きを実施し、これらの結果について十分に検討する。

2. 内部通報体制の適切な整備状況等の確認及び不正等に関する情報への対応

(1) 発行者における内部通報体制の整備状況の確認

- ・主幹事会員は、発行者において、社内の通報窓口のほか経営者から独立した通報窓口の設置状況、通報受領後のフロー（通報受付、調査、是正措置、再発防止策の一連の流れ）、内部通報制度を有効に機能させるための取組み（情報提供者の秘匿や不利益な取扱いを禁止する等の通報者保護に係る社内ルールの整備状況、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等）、役職員への周知方法及び当該制度の利用を促進する施策があればそれらの内容を確認する。また、最近2年間及び申請事業年度の通報件数、通報内容及び対応状況を確認する。

(2) 通報窓口の周知状況の確認等

- ・主幹事会員は、金融商品取引所の通報窓口（上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口）の存在について、発行者が自社の役職員に対して、周知をしているか確認する。なお、発行者が周知をしていない場合には、その理由を確認し、当該理由に合理性が認められない場合には、主幹事会員は発行者に対して周知を要請する。

(3) 不正等に関する情報への対応

- ・主幹事会員は、金融商品取引所の通報窓口を通じて情報を受領した場合及びその他不正等に関する情報を受領した場合には、当該情報を確認するとともに、当該確認の内容の合理性について十分に検討し、必要な対応を行う。

3. 代表取締役社長等、監査役等、独立役員への確認

- ・主幹事会員は、代表取締役社長等の経営トップに対して、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取組方針等）、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、適時開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制等について確認する。また、監査役等に対しては、原則として常勤である監査役等に対して実施している監査の状況や発行者の抱える課題等について確認する。
- ・主幹事会員は、独立役員に対して、コーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、経営者や職員のコンプライアンスに対する意識、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）に加え、以下の事項等についても確認する。
 - ・ビジネスモデルを踏まえた事業リスク・今後の課題の認識、当該リスク・課題に対する対応状況に関する評価
 - ・経営者に対する評価、取締役会の運営に対する評価
 - ・想定される不正リスク及び不正防止に向けた内部管理体制の整備・運用状況の評価
 - ・上場準備過程での監査法人からの指摘事項に対する発行者の対応状況の評価
 - ・関連当事者取引や経営者が主導する取引の発生状況及び当該取引に対する牽制体制の状況
 - ・経営者、他の独立役員、監査役等との連携状況
 - ・上場後の株主・投資家との対話に関する方針（取締役の場合）
 - ・上場後の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた経営者の意識・準備状況

況の評価又は成長戦略を踏まえた上場時期、上場目的に対する評価
・独立役員の実歴及び独立役員の実任の実緯

なお、上記確認については、新規上場する各金融商品取引所の市場区分ごとに定められた提出書類の記載要領に応じた対応を行うものとする。

(注) 本ガイドラインは、2026年4月以後に上場申請を行う発行者の引受審査から適用する。

以 上